

2010レポート 「貧困を1/3減らす5カ年計画の達成目標」

貧困対策の目標値の設定：

テーマ目標	テーマ目標
金銭的貧困および社会的不平等と闘う	－中間所得相当の60%を初期閾値とする長期間にわたる金銭的貧困率 (1)
	－中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率 (2)
	－中間所得相当の50%を閾値とする金銭的貧困率 (2)
	－中間所得相当の40%を閾値とする金銭的貧困率 (2)
	－金銭的貧困の度合い (3)
	－金銭的貧困の期間の割合 (4)
	－生活水準の五分位数の第1ポジションの世帯所得のうち、用途の決まった支出の割合(5)
生活条件の諸問題の累積と闘う	－生活条件の困難さの割合 (6)
子供の貧困と闘う	－18歳未満人口の長期間にわたる金銭的貧困率 (7)
	－18歳未満人口の中間所得相当の60%を閾値とする相対的な金銭的貧困率
	－治療すべき虫歯が2本以上ある青少年の社会階層別割合の差 (8)
若年者の貧困と闘う	－18歳から24歳人口の長期間にわたる金銭的貧困率 (9)
	－18歳から24歳人口の中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率
高齢者の貧困と闘う	－65歳以上人口の長期間にわたる金銭的貧困率 (9)
	－65歳以上人口の中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率
	－女性75歳以上人口の中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率 (10)
就業者の貧困と闘う	－貧困労働者率 (11)
	－雇用における不完全雇用者の割合 (12)
	－年間の平均有給休暇週数 (13)
雇用アクセスを優遇する	－世帯内の無職人口の比率 (14)
	－55歳から59歳人口の標準的就職率 (15)
	－60歳から64歳人口の標準的就職率 (15)
	－就業中あるいは研修中の青少年人口の割合 (16)
	－15歳から64歳女性人口の就職率 (17)
住宅アクセスおよび居住条件維持を優遇する	－住宅仲介委員会から家主であるとみなされた者のうち、住宅の決定に異議を唱える権利を有する者で、住宅供給を拒否せず再び居住する者の割合
	－生活水準が低い世帯のうち、1年後に不満足であるとして別の住宅を希望する割合 (18)
	－収入の四分位数による住居手当の受給者に関する中間的努力率 (19)
教育および継続教育アクセスを優遇する	－早期中途退学者率 (20)
	－社会階層別早期中途退学者割合の差 (21)
	－基礎学力のあるCM2 (小学校3年生)の児童の割合 (22)
	－読み書きが困難な青少年の割合 (23)
	－継続教育アクセスの指標 (24)
医療アクセスを優遇する	－全医療保障制度受給者と私費補完受給者間の、経済的理由による疾病治療の放棄割合の差 (25)
	－補完的医療保険組織からの払い戻し後、自費で完済すべき医療費の支払いが残っている、十分位数の第1ポジションの世帯の努力率 (26)
	－無料健康診断を受けた者のうち全医療保障制度受給者の割合
金融機関の排除と闘う	－超過債務世帯数 (27)
	－再破産の割合 (28)
	－銀行口座普及率 (29)

説明:

(1) 長期間にわたる金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%相当の値を下回る世帯の居住者の割合で算定される。その数値は基準となる期間の開始時に評価され、消費者物価指数をみこんで翌年以降に再評価される。
(2) 所得中間値相当の閾値60%(同様に50%、40%)の金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%(同様に50%、40%)相当の値を下回る世帯の居住者の割合をいう。
(3) 金銭的貧困の度合いは、貧困者人口の生活水準と貧困の閾値(生活水準の60%で算出)との相対的な差(閾値の百分率表示)で表す。
(4) 長期間にわたる金銭的貧困の期間の割合は、数年連続(過去3年のうち2年以上と当該年)で生活水準が貧困の閾値(60%)未満の個人の比率をいう。
(5) 生活水準の五分位数の第1ポジションの世帯所得のうち、用途の決まった支出の割合は、最もつましい世帯全体の所得のうち、短期間では再交渉が困難で契約的な性格を持つ支出の割合の平均である(特に家賃の支払い、その他の住居にかかる支出、電話料金、給食費、テレビ視聴費、保険および金融サービス、税金と貸付金の払い戻し)。
(6) 生活条件の困難さの割合は、定められた27項目の貧困指標のうち、8項目以上の欠落のある世帯の比率をいう。
(7) 18歳未満人口の長期間にわたる金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%相当の値を下回る世帯の18歳未満の者の人数の比率で表される。その数値は基準となる期間の開始時に評価され、消費者物価指数をみこんで翌年以降に再評価される。
(8) 治療すべき虫歯が2本以上ある青少年の社会階層別割合の差は、治療すべき虫歯が2本以上ある中等教育の第3学年(日本の中学3年生)の子供のうち、その父親が工員か勤め人である割合と、中間または上級管理職である割合との差である。
(9) 18歳から24歳人口の長期間にわたる金銭的貧困率(同様に65歳以上人口)は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%相当の値を下回る世帯の18歳から24歳(同様に65歳以上)の者の比率で表される。その数値は基準となる期間の開始時に評価され、消費者物価指数をみこんで翌年以降に再評価される。
(10) 女性75歳以上人口の中間所得相当の60%を閾値とする金銭的貧困率は、所得税を抜いた消費単位ごとの純収入が、国民所得中間値の60%相当の値を下回る世帯の75歳以上の者の比率で表される。
(11) 貧困労働者率は、半年以上就業している者で、労働人口全体との比較で貧困な世帯に居住する者の割合をいう。
(12) 雇用における不完全雇用者の割合は、就業者全体の中で、より多く働く意志も時間もあるパートタイム雇用者、希望に反して普段より少なく働くパートタイム雇用者の割合をいう。
(13) 年間の平均有給休暇週数は、1年を通じて働く給与所得者を対象として算出される。
(14) 世帯内の無職人口の比率は、60歳未満人口のうち、生産年齢にあたる者が就業していない世帯の60歳未満人口の比率をいう。考慮に入れるべき世帯は、18歳以上かつ学生でも退職者でもない者を1人以上含むものとする。学生だけで構成される世帯に居住する18歳から24歳の学生は、世帯構成分子とも、世帯主ともみなされない。
(15) 55歳から59歳人口の標準的就職率(同様に60歳から64歳人口)は、55歳から59歳(同様に60歳から64歳)の年齢ごと5世代の就職率の単純平均(度数による加重なし)である。
(16) 就業中あるいは研修中の青少年人口の割合は、同世代人口のうちで就業中あるいは研修中(学生、大学生、研修生)の16歳から25歳の若者の割合である。
(17) 15歳から64歳女性人口の就職率は、女性全体の同様の年齢区分のうち、就業者、あるいは求職者の割合をいう。
(18) 生活水準が低い世帯のうち、1年後に不満足であるとして別の住宅を希望する割合は、その収入が生活水準の十分位数の第1から第3ポジションにあたる世帯で、低家賃住宅紹介機関に申請したが1年後に不満足を表明した割合である。
(19) 収入の四分位数による住居手当の受給者に関する中間的努力率は、住居手当を受給する世帯のうち、住宅支出の世帯収入全体に対する割合である。
(20) 早期中途退学者割合は、初期教育にも継続教育課程に属さず、CAP(職業適格証)かそれ以上の免状も持たない、18歳から24歳人口の、同世代人口に対する比率をいう。
(21) 社会階層別早期中途退学者率の差は、工員または勤め人世帯のカテゴリーと、中間または上級管理職世帯カテゴリーとの比較で算出する。
(22) 基礎学力のあるCM2(小学校3年生)の児童の割合は、および国民教育省の成績評価担当部局の定義通り、国語と算数の基礎能力のあるCM2児童の割合である。
(23) 読み書きが困難な青少年の割合は、防衛準備の日に招集された17歳の青少年全体のうち、読み書きにいちじるしい困難をきたすか、読み書きの能力に乏しい青少年の割合をいう。
(24) 継続教育アクセスの指標は、初等教育を終了し、BEP(職業教育免状)-CAP(職業適格証)同等かそれ以下の学業を終え、最近の3ヶ月で継続教育を続けるために行動した15歳から64歳人口の割合をいう。
(25) 全医療保障制度受給者と私費補完受給者間の、経済的理由による疾病治療の放棄割合の差は、調査によれば、全医療保障制度受給者が申請する12ヶ月間の疾病治療断念率と、私費補完受給者のそれとの差である。
(26) 補完的医療保険組織からの払い戻し後、自費で完済すべき医療費の支払いが残っている十分位数の第1ポジション世帯の努力率は、消費単位ごとの平均所得から見たこれら世帯が自費で完済すべき医療費の金額である。
(27) 超過債務世帯数とは、消費法典 条文L.331-1の規定によれば、仕事の原因ではない負債に直面している誠意ある債務者にとって、明らかに完済不可能な状況にあるという特徴を持ち、かつ返済期限が切れた世帯の数をいう。
(28) 再破産の割合は、フランス中央銀行の超過債務委員会に提出されたある年の書類のうち、新たに提出された書類の割合をいう。
(29) 銀行口座普及率は、人口全体に対し、銀行サービスにアクセスのある者の割合をいう。